

【訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書】

令和 8 年 8 月 1 日 現在

1 事業者の概要

法人名	株式会社HITOWA
代表者氏名	須原 清貴
法人所在地	東京都港区港南二丁目15番3号
電話番号	03-6632-7702
設立年月日	令和2年5月7日

2 事業所の概要

事業所名称	イリーゼ船橋塚田訪問看護ステーション		
事業所の所在地	〒 2 7 3 - 0 0 4 4		
	千葉県船橋市行田1丁目40番21号		
事業所の電話番号	047-438-6003		
管理者	千葉 櫻子		
指定事業所番号	船橋市指定	(第	1262891281 号)
指定年月日	令和 8 年 3 月 1 日		
併設サービス	サービス種類	有料老人ホーム事業	事業所名称 イリーゼ船橋塚田
	サービス種類	訪問介護	事業所名称 イリーゼ船橋塚田訪問介護センター
	サービス種類	通所介護	事業所名称 イリーゼ船橋塚田デイサービスセンター

3 事業の目的及び運営の方針

目的	当事業所は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の看護師等が、居宅において療養を受ける状態の者、または要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)を提供することを目的とします。
運営方針	① 当事業所の看護師等は、居宅において療養を受ける状態の者または要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者の心身の状況、病歴、その置かれている環境等に応じて可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身機能の維持回復または向上を図るものとします。 ② 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、主治医、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 通常の事業の実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	船橋市、市川市、八千代市
営業日	日曜日から土曜日(祝日も営業)
営業時間	午前9時00分から午後6時00分までとする。 (受付時間午前9時00分から午後5時00分まで)
サービス提供時間	午前9時00分から午後6時00分までとする。

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

* 24時間対応体制に係る連絡相談に支障がない体制を構築している場合、連絡相談を担当する者が保健師又は看護師以外の職員が電話連絡を受ける場合があります。

- ・ 連絡相談マニュアルが整備されていること
- ・ 緊急訪問の必要性の判断を保健師・看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能
な体制が整備されていること
- ・ 連絡相談を担当する看護師以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにしていること
- ・ 報告を受けた保健師・看護師は報告内容等を記録すること
- ・ 都道府県知事に届け出ていること

5 事業所の職員体制

(1) 管理者 1 名

当事業所の従業者の管理及び業務の指導・管理、利用の申込みに係る調整等

(2) 看護職員(常勤換算) 2.5 名以上

主治医・居宅介護支援事業者との連携、訪問看護計画書(介護予防含む)、訪問看護報告書(介護予防)の作成※、変更及び利用者への説明、同意、交付。サービス担当者会議への参加等
指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)のサービス提供等

(3) 理学療法士 0 名以上

主治医の指示に基づく指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供にあたる。

6 サービス提供方法、内容

指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の内容は、主治医からの訪問看護についての文書による指示及び居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成されている場合はそれに基づいてサービスを行うものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供します。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事(栄養)及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他主治医の指示による医療処置

※急性増悪時における主治医の特別訪問看護指示書が交付される場合、介護保険での利用であっても、指示の日から14日以内の期間は医療保険による訪問看護の提供となる。

7 主治医・指定居宅介護支援事業者との連携等

- (1) 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供にあたっては、主治医の文書による指示並びに利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。
- (2) 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、主治医並びに当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努めます。
- (3) 事業者は、利用者の病状及び心身の状態について、定期的に主治医に指定訪問看護の提供の継続の要否を相談します。
- (4) 正当な理由なく指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を拒みません。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供が困難と認めた場合、主治医並びに当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講じます。
- (5) 適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)を提供するため、主治医並びに利用者にかかる指定居宅介護支援事業者に対し、定期的に訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護報告書)を提出します。

8 訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)の作成等

- (1) 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を開始する際には、看護師等(准看護師除く)は主治医からの文書による指示を受け、利用者の心身の状況、病歴、希望及びそのおかれている状況並びにご家族等介護者の状況を十分に把握(アセスメント)し、訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)(以下「個別サービス計画」という)を作成します。また、既に居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成されている場合は、その内容に沿った個別サービス計画を作成いたします。
- (2) 個別サービス計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を受け交付します。
- (3) 利用者に対し、個別サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行います。

9 訪問看護報告書(介護予防訪問看護報告書)の作成等

看護師等(准看護師除く)は、サービス提供に関する訪問日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した訪問看護報告書(介護予防訪問看護報告書)を作成します。

10 サービス提供の記録

看護師等は、指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。また、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供いたします。

11 利用料金

(1) 料金表(介護保険)

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、負担割合に応じて徴収させていただきます。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

サービス種類: 訪問看護・介護予防訪問看護

法定代理受領の場合は下記金額の1割から3割(但し介護保険負担割合証に準ずる)
(利用者負担の減免・公費負担等がある場合、その負担額による。)

【利用者負担額(基本料金)の算出方法】

単位数×地域区分別1単位の単価(円)=A(小数点以下切り捨て)

A×0.9(※)=B(小数点以下切り捨て) ※自己負担割合1割の場合。自己負担割合2割の場合0.8、3割の場合0.7で計算

A-B=利用者負担額

※当該事業所の地域区分は下記のとおりです。

地域	地域区分	1単位あたりの 単価(円)
船橋市	4級地	10.84

【訪問看護費(介護保険)】

時間区分 (所要時間)	サービス提供者	単位数/回	利用料金			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	看護師	314	3,403円	341円	681円	1,021円
	准看護師	283	3,067円	307円	614円	921円
30分未満	看護師	471	5,105円	511円	1,021円	1,532円
	准看護師	424	4,596円	460円	920円	1,379円
30分以上60分未満	看護師	823	8,921円	893円	1,785円	2,677円
	准看護師	741	8,032円	804円	1,607円	2,410円
60分以上90分未満 (※1)	看護師	1128	12,227円	1,223円	2,446円	3,669円
	准看護師	1015	11,002円	1,101円	2,201円	3,301円

※1)90分以上の指定訪問看護を行う場合は300単位を加算

＜理学療法士等(※2)による訪問の場合＞

算定方法	頻度	単位数/回	利用料金			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
1回につき (1回20分以上とし、 一人の利用者につき 週6回を限度)	2回以内/日	294	3,186円	319円	638円	956円
	2回超/日	265	2,872円	288円	575円	862円

※2)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

＜指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合＞

算定方法	サービス提供者	単位数/月	利用料金			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
1月につき	看護師	2961	32,097円	3,210円	6,420円	9,630円

但し、准看護師による訪問が1回でもある場合は所定単位数の98%を算定する。

要介護状態区分が要介護5の場合は800単位/月を加算。

【介護予防訪問看護費(介護保険)】

時間区分 (所要時間)	サービス提供者	単位数/回	利用料金			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	看護師	303	3,284円	329円	657円	986円
	准看護師	273	2,959円	296円	592円	888円
30分未満	看護師	451	4,888円	489円	978円	1,467円
	准看護師	406	4,401円	441円	881円	1,321円
30分以上60分未満	看護師	794	8,606円	861円	1,722円	2,582円
	准看護師	715	7,750円	775円	1,550円	2,325円
60分以上90分未満 (※3)	看護師	1090	11,815円	1,182円	2,363円	3,545円
	准看護師	981	10,634円	1,064円	2,127円	3,191円

※3)90分以上の指定介護予防訪問看護を行う場合は300単位を加算

<理学療法士等(※2)による訪問の場合>

算定方法	頻度	単位数/回	利用料金			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
1回につき (1回20分以上とし、 一人の利用者につき 週6回を限度)	2回以内/日	284	3,078円	308円	616円	924円
	2回超/日	142	1,539円	154円	308円	462円

※2)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

【加算(介護保険)】

算定 に☑	種類	算定方法	単位数	利用料金			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
☒	初回加算Ⅰ	初回または初回の訪問を行った日が属する月に1回かぎり	350	3,794円	380円	759円	1,139円
☐	初回加算Ⅱ	初回または初回の訪問を行った日が属する月に1回かぎり	300	3,252円	326円	651円	976円
☐	緊急時訪問看護加算Ⅰ	1月につき (区分支給限度額算定対象外)	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
☐	緊急時訪問看護加算Ⅱ	1月につき (区分支給限度額算定対象外)	574	6,222円	623円	1,245円	1,867円

□	特別管理加算(Ⅰ)	一月につき (区分支給限度額 算定対象外)	500	5,420円	542円	1,084円	1,626円
□	特別管理加算(Ⅱ)	一月につき (区分支給限度額 算定対象外)	250	2,710円	271円	542円	813円
□	ターミナルケア 加算 (要介護者のみ)	死亡月 (区分支給限度額算 定対象外)	2500	27,100円	2,710円	5,420円	8,130円
□	退院時共同 指導加算	退院又は退所に つき1回 (特別な管理を必要 とする者については2 回)	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
□	看護・介護職員連 携強化加算 (要介護者のみ)	一月につき	250	2,710円	271円	542円	813円
□	複数名訪問加算Ⅰ	複数の看護師等が 同時に所要時間30 分未満の訪問看護を 行った場合一回につ き	254	2,753円	276円	551円	826円
□		複数の看護師等が 同時に所要時間30 分以上の訪問看護を 行った場合一回につ き	402	4,357円	436円	872円	1,308円
□	複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補 助者と同時に所要時 間30分未満の訪問 看護を行った場合一 回につき	201	2,178円	218円	436円	654円
□		看護師等が看護補 助者と同時に所要時 間30分以上の訪問 看護を行った場合一 回につき	317	3,436円	344円	688円	1,031円
□	看護体制強化 加算Ⅰ (要介護者のみ)	一月につき	550	5,962円	597円	1,193円	1,789円
□	看護体制強化 加算Ⅱ (要介護者のみ)	一月につき	200	2,168円	217円	434円	651円
□	看護体制強化 加算 (要支援のみ)	一月につき	100	1,084円	109円	217円	326円

☐	サービス提供体制強化加算Ⅰ	一回につき (区分支給限度額算定対象外)	6	65円	7円	13円	20円
☐	サービス提供体制強化加算Ⅱ	一回につき (区分支給限度額算定対象外)	3	32円	4円	7円	10円
☐	サービス提供体制強化加算Ⅰ (要介護のみ)	一月につき (区分支給限度額算定対象外)	50	542円	55円	109円	163円
☐	サービス提供体制強化加算Ⅱ (要介護のみ)	一月につき (区分支給限度額算定対象外)	25	271円	28円	55円	82円
☐	早朝・夜間 午後6時～ 午後10時 午前6時～ 午前8時	1回につき	所定単位数の25%				
☐	深夜 午後10時～ 午前6時	1回につき	所定単位数の50%				
☒	介護職員等処遇改善加算		(介護報酬総単位数＋加算)×1.8%				

- 初回加算(Ⅰ)(Ⅱ)
 - ・ 新規に訪問看護計画書を作成した場合
 - ・ 過去2月間(暦月)において当該事業所の訪問看護の提供を受けていない場合
- 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)
 - ・ 利用者またはその家族等から24時間連絡が取れる体制にある場合
 - ・ 緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する業務管理体制の整備が行われている場合
- 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)
 - ・ 利用者またはその家族等から24時間連絡が取れる体制にある場合
- 特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)
 - ・ 厚生労働大臣が定める状態にある特別な管理を必要とする利用者に対し、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合
- 専門管理加算
 - ・ 厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対し、専門の研修または特定行為研修を受けた看護師が定期的に訪問看護を行うとともに計画的な管理を行った場合
- ターミナルケア加算
 - ・ ターミナルケアを行った場合
- 退院時共同指導加算
 - ・ 医療機関等から退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における療養上必要な指導を行い、内容を提供した後、退院後初回の訪問看護サービスを行った場合
- 口腔連携強化加算
 - ・ 事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合
- 看護・介護職員連携強化加算
 - ・ たん吸引等を行う指定訪問介護事業所と連携し、訪問介護員等たん吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言、同行、利用者の居宅において業務の実施状況の確認、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合
- 複数名訪問加算(Ⅰ)(Ⅱ)
 - ・ 厚生労働大臣が定める基準が認められる利用者に対し、複数の看護師等により訪問看護を行うこと又は看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合

- 看護体制強化加算(Ⅰ)
 - ・ 医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化し、次の要件にいずれも適合する場合
- イ 前6月間において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者が50%以上
- ロ 前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者が20%以上
- ハ 前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上
- ニ (介護予防)訪問看護の提供にあたる従業者のうち看護職員の割合が6割以上
- 看護体制強化加算(Ⅱ)
 - ・ (Ⅰ)のイ・ロに適合し、且つ前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
 - ・ 看護師等ごとに研修計画を作成し、研修を実施していること
 - ・ 利用者に関する情報もしくはサービス提供の留意事項の伝達または看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと
 - ・ すべての看護師等に健康診断等を定期的に行うこと
 - ・ 看護師等の勤続年数7年以上のものが30%以上
- サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - ・ 看護師等ごとに研修計画を作成し、研修を実施していること
 - ・ 利用者に関する情報もしくはサービス提供の留意事項の伝達または看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと
 - ・ すべての看護師等に健康診断等を定期的に行うこと
 - ・ 看護師等の勤続年数3年以上のものが30%以上
- 介護職員等処遇改善加算
 - ・ 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施し、都道府県知事に届け出ている場合。

【減算(介護保険)】

種類	要件	減算額
同一建物減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く。)	所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定
	②上記①以外の範囲に所在する建物に居住するもの(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定
	③上記①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合	所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定
主治医から急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う特別な指示があった場合	訪問看護で行う場合(介護予防訪問看護)	当該指示の日から14日に限って訪問看護(介護予防訪問看護)算定不可
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して行う場合	当該指示の日数に応じて1日につき97単位を減算
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合	理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問の場合(緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算を算定していないこと)	前年度の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合に1回につき8単位を減算(訪問看護・介護予防訪問看護とも)
		介護予防訪問看護の場合、上記8単位減算をしていない場合で12月を超える理学療法士等の訪問がある場合は1回につき5単位を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するために必要な措置未実施時	所定の単位数の100分の1に相当する単位数を減算
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の業務継続計画未策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置未実施時	所定の単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して行う訪問看護は対象外

(2) 料金表(医療保険(後期高齢者医療含む))

別紙料金表をご参照ください。

【その他の料金】

- ・ 公共交通機関使用時は、実施地域を越えた地点からの交通費は実費
- ・ 車で訪問の場合、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1kmにつき 10円
- ・ キャンセル料

利用日の前日17:00までに事業所へ連絡があった場合	無料
上記以外の場合	一律 1,000円

(2) 料金のお支払い方法

毎月、20日頃までに前月分の請求をいたします。ご指定の口座より27日に引落しさせていただきます。

(3) その他

利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

12 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込下さい。当事業所職員がお伺い致します。
訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- 一 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 二 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護・要支援認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- 三 利用者が医療施設に3か月以上継続して入院した場合
- 四 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- 一 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- 二 利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当社や当事業所職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

13 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法

- (1) 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、当事業所の保全について計画的に取り組めます。
- (2) 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者のご家族、主治医、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (3) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (4) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

14 緊急時における対応方法

利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じ臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。

当事業所	担当者名	千葉 櫻子		
	連絡先	047-438-6003		
	受付時間	緊急時24時間連絡が取れる体制をとります		
医療機関等	医療機関名			
	主治医等の氏名			
	連絡先			
緊急連絡先	氏名(続柄)		(続柄)	
	連絡先			

15 衛生対策

- (1) 当事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、適宜、健康診断等を実施します。
- (2) 当事業所は、設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- (3) 当事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるものとします。

16 感染症や災害対策

- (1) 当事業所は感染症・災害対策として次の取組を実施します。
 - ① 感染症の発生及びまん延等の防止のため、委員会を設置し適宜開催
 - ② 感染症及び災害対応指針を定め、各対応マニュアルによる研修の実施、対応訓練を実施
- (2) 当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等を策定し、必要な研修の実施、対応訓練を実施します。

17 身体拘束・虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護・身体拘束・虐待等の発生又は再発の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ① 委員会の設置、開催、担当者の選定、委員会で検討を行った結果について従業者に周知
 - ② 指針の整備、当事業所職員に対する研修の実施
 - ③ 人権の擁護・身体拘束・虐待の防止のための当事業所職員に対する研修の実施
 - ④ 利用者及びそのご家族からの苦情処理体制の整備
 - ⑤ その他身体拘束・虐待防止のために必要な措置は高齢者虐待・身体拘束防止マニュアルに準ずる
- 2 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急時止むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、緊急時止むを得ず身体拘束等を行う場合には非代替性、一時性、切迫性の3つの要素をすべて満たし、検討の上、必ず個別に説明をした上で行うこととする。また、その経過及び結果を記録する。記録に関しては、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況、その理由を記録し5年間保存し、ご家族等の要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合には、これを開示する。要件に該当しなくなった場合には、直ちに身体拘束を解除する。

18 苦情処理

管理者は、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及びご家族に説明するものとします。

- ① 当事業所における苦情の受付

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情受付窓口	当事業所 窓口	担当者	千葉 櫻子
		電話番号	047-438-6003
		受付時間	午前9時00分から午後5時00分
	法人窓口	窓口名称	株式会社HITOWA お客様相談センター
		電話番号	0120-765-600
		受付時間	午前9時00分から午後5時00分（12/31～1/3を除く）

- ② 機関その他受付窓口

船橋市役所 介護保険課	電話番号	047-436-2302
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談窓口	電話番号	043-254-7428
	電話番号	
	電話番号	

19 個人情報の保護

- (1) 当事業所は、利用者及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。
- (2) 当事業所が得た利用者及びそのご家族の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びそのご家族の同意を得るものとします。

20 その他運営についての留意事項

- (1) 当事業所は、看護師等の資質の向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備します。
- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
 - 二 継続研修 年4回以上
- (2) 当事業所職員は業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持します。
- (3) 当事業所職員であった者に、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、当事業所職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、当事業所職員との雇用契約及び誓約書に明記します。
- (4) 当事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- (5) 当事業所における第三者評価の実施状況は次の通りです。

第三者による評価 の実施状況	☐	あり	直近の実施日	年	月	日
			評価機関名称			
			結果の開示	☐ あり	☐ なし	
	☒	なし				

- (6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社HITOWAの代表と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとします。

21 当社の概要 令和 8 年 8 月 1 日 現在

1 施設・拠点等

居宅介護支援	15	か所
訪問介護	40	か所
通所介護	6	か所
(介護予防)認知症対応型通所介護	0	か所
地域密着型通所介護	1	か所
(介護予防)特定施設入居者生活介護	80	か所
介護専用型特定施設入居者生活介護	18	か所
(介護予防)短期入所生活介護	1	か所
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3	か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	か所
夜間対応型訪問介護	0	か所
(介護予防)訪問看護	5	か所
(介護予防)福祉用具貸与	2	か所
(介護予防)特定福祉用具販売	2	か所

指定訪問看護(介護予防訪問看護)の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

(事業者) 所在地 東京都港区港南二丁目15番3号

名 称 株式会社HITOWA

(事業所) 所在地 千葉県船橋市行田1丁目40番21号

名 称 イリーゼ船橋塚田訪問看護ステーション

説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問看護(介護予防訪問看護)についての重要な事項の説明・交付を受け、その内容に同意しました。

年 月 日

(利用者) 住所

氏名 印

(署名代行者) 住所

氏名 印 (続柄)

イリーゼ船橋塚田訪問看護ステーション

医療保険(後期高齢者医療含む)料金表

〈別添〉

サービス種類: 指定訪問看護

下記金額の1割から3割(但し、医療保険(後期高齢者医療含む)被保険者証の負担割合に準ずる)
(利用者負担の減免・公費負担等がある場合、その負担額による。)

【利用者負担額の算出方法】

①(「包括型訪問看護療養費+訪問看護情報提供療養費+訪問看護ターミナルケア療養費+訪問看護遠隔診療補助料+訪問看護ベースアップ評価料+訪問看護物価対応料」+「各種加算」)×負担割合=利用者負担額(10円未満の端数を四捨五入する)

②(「訪問看護基本療養費<精神科訪問看護基本療養費>+訪問看護管理療養費+訪問看護情報提供療養費+訪問看護ターミナルケア療養費+訪問看護遠隔診療補助料+訪問看護ベースアップ評価料+訪問看護物価対応料」+「各種加算」)×負担割合=利用者負担額(10円未満の端数を四捨五入する)

【包括型訪問看護療養費】

サービス区分	サービス詳細	算定方法	利用料金 1日/円	利用料金		
				1割負担	2割負担	3割負担
包括型訪問看護療養費 単一建物居住利用者が20人未満の場合	訪問看護時間が30分以上60分未満	1日につき	7,010円	700円	1,400円	2,100円
	訪問看護時間が60分以上90分未満	1日につき	11,010円	1,100円	2,200円	3,300円
	訪問看護時間が90分以上	1日につき	14,010円	1,400円	2,800円	4,200円
	訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合	1日につき	15,510円	1,550円	3,100円	4,650円
包括型訪問看護療養費 単一建物居住利用者が20人以上50人未満の場合	訪問看護時間が30分以上60分未満	1日につき	6,310円	630円	1,260円	1,890円
	訪問看護時間が60分以上90分未満	1日につき	9,910円	990円	1,980円	2,970円
	訪問看護時間が90分以上	1日につき	13,730円	1,370円	2,750円	4,120円
	訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合	1日につき	15,200円	1,520円	3,040円	4,560円
包括型訪問看護療養費 単一建物居住利用者が50人以上の場合	訪問看護時間が30分以上60分未満	1日につき	5,960円	600円	1,190円	1,790円
	訪問看護時間が60分以上90分未満	1日につき	9,360円	940円	1,870円	2,810円
	訪問看護時間が90分以上	1日につき	13,450円	1,350円	2,690円	4,040円
	訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合	1日につき	14,890円	1,490円	2,980円	4,470円

包括型訪問看護療養費を算定する建物として届出を行った建物に居住する、別に厚生労働大臣が定める者に対する同意を得て、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、24時間の対応体制で計画的又は随時の対応による頻回の指定訪問看護を行った場合

【訪問看護基本療養費】

サービス区分	回数	サービス提供者	利用料金 1日/円	利用料金		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3回目まで	保健師・助産師・看護師	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		准看護師	5,050円	510円	1,010円	1,520円
	週4回目以降 ※3	保健師・助産師・看護師	6,550円	660円	1,310円	1,970円
		准看護師	6,050円	610円	1,210円	1,820円
	月1回かぎり	専門性の高い看護師※1	12,850円	1,290円	2,570円	3,860円
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550円	560円	1,110円	1,670円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一日に2人 （同一建物居住者）	週3回目まで	保健師・助産師・看護師	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		准看護師	5,050円	510円	1,010円	1,520円
	週4回目以降 ※3	保健師・助産師・看護師	6,550円	660円	1,310円	1,970円
		准看護師	6,050円	610円	1,210円	1,820円
	月1回かぎり	専門性の高い看護師※1	12,850円	1,290円	2,570円	3,860円
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550円	560円	1,110円	1,670円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一日に3人以上9人以下 （同一建物居住者）	週3回目まで	保健師・助産師・看護師	2,780円	280円	560円	830円
		准看護師	2,530円	250円	510円	760円
	週4回目以降 ※3	保健師・助産師・看護師	3,280円	330円	660円	980円
		准看護師	3,030円	300円	610円	910円
	月1回かぎり	専門性の高い看護師※1	12,850円	1,290円	2,570円	3,860円
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2,780円	280円	560円	830円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一日に10人以上19人以下 （同一建物居住者）	月20日目まで	保健師・助産師・看護師	2,760円	280円	550円	830円
		准看護師	2,520円	250円	500円	760円
	月21日目以降	保健師・助産師・看護師	2,660円	270円	530円	800円
		准看護師	2,420円	240円	480円	730円
	月1回かぎり	専門性の高い看護師※1	12,850円	1,290円	2,570円	3,860円
	月20日目まで	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2,760円	280円	550円	830円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一日に20人以上49人以下 （同一建物居住者）	月21日目以降	保健師・助産師・看護師	2,660円	270円	530円	800円
		准看護師	2,420円	240円	480円	730円
	月1回かぎり	専門性の高い看護師※1	12,850円	1,290円	2,570円	3,860円
	月20日目まで	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2,710円	270円	540円	810円
	月21日目以降	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2,610円	260円	520円	780円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一日に50人以上 （同一建物居住者）	月20日目まで	保健師・助産師・看護師	2,610円	260円	520円	780円
		准看護師	2,370円	240円	470円	710円
	月21日目以降	保健師・助産師・看護師	2,510円	250円	500円	750円
		准看護師	2,270円	230円	450円	680円
	月1回かぎり	専門性の高い看護師※1	12,850円	1,290円	2,570円	3,860円
	月20日目まで	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2,610円	260円	520円	780円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	入院中1回かぎり ※4	看護師等※2	8,500円	850円	1,700円	2,550円

※1) 専門性の高い看護師とは：緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師、特定行為研修修了者（創傷管理関連）

※2) 看護師等＝看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

※3) 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対し算定

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症、線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態、在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者、真皮を越える褥瘡の状態にある者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者、次のいずれかを受けている状態にある者（在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理）

※4) 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は入院中2回算定可。

訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅱ）（但し「専門性の高い看護師」の場合を除く）に関し、主治医から急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護の必要がある旨の特別訪問看護指示書の交付を受け、特別訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護を行った場合は、1月に1回（別に厚生労働大臣が定める者については2回）に限り、当該指示があった日から起算して14日を限度として算定する。

【精神科訪問看護基本療養費】

サービス区分	回数	サービス提供者	利用料金 1日/円	利用料金		
				1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護 基本療養費（Ⅰ）	週3回目まで 30分以上	保健師・看護師・ 作業療法士	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		准看護師	5,050円	510円	1,010円	1,520円
	週3回目まで 30分未満	保健師・看護師・ 作業療法士	4,250円	430円	850円	1,280円
		准看護師	3,870円	390円	770円	1,160円
	週4回目以降 30分以上	保健師・看護師・ 作業療法士	6,550円	660円	1,310円	1,970円
		准看護師	6,050円	610円	1,210円	1,820円
	週4回目以降 30分未満	保健師・看護師・ 作業療法士	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		准看護師	4,720円	470円	940円	1,420円
精神科訪問看護 基本療養費（Ⅲ） 同一建物居住者 同一日に2人	週3回目まで 30分以上	保健師・看護師・ 作業療法士	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		准看護師	5,050円	510円	1,010円	1,520円
	週3回目まで 30分未満	保健師・看護師・ 作業療法士	4,250円	430円	850円	1,280円
		准看護師	3,870円	390円	770円	1,160円
	週4回目以降 30分以上	保健師・看護師・ 作業療法士	6,550円	660円	1,310円	1,970円
		准看護師	6,050円	610円	1,210円	1,820円
	週4回目以降 30分未満	保健師・看護師・ 作業療法士	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		准看護師	4,720円	470円	940円	1,420円
精神科訪問看護 基本療養費（Ⅲ） 同一建物居住者 同一日に3人以上9人以下	週3回目まで 30分以上	保健師・看護師・ 作業療法士	2,780円	280円	560円	830円
		准看護師	2,530円	250円	510円	760円
	週3回目まで 30分未満	保健師・看護師・ 作業療法士	2,130円	210円	430円	640円
		准看護師	1,940円	190円	390円	580円
	週4回目以降 30分以上	保健師・看護師・ 作業療法士	3,280円	330円	660円	980円
		准看護師	3,030円	300円	610円	910円
	週4回目以降 30分未満	保健師・看護師・ 作業療法士	2,550円	260円	510円	770円
		准看護師	2,360円	240円	470円	710円

精神科訪問看護 基本療養費(Ⅲ) 同一建物居住者 同一日に10人以上19人以下	月20日目まで 30分以上	保健師・看護師・ 作業療法士	2,760円	280円	550円	830円
		准看護師	2,520円	250円	500円	760円
	月20日目まで 30分未満	保健師・看護師・ 作業療法士	2,110円	210円	420円	630円
		准看護師	1,930円	190円	390円	580円
	月21日目以降 30分以上	保健師・看護師・ 作業療法士	2,660円	270円	530円	800円
		准看護師	2,420円	240円	480円	730円
	月21日目以降 30分未満	保健師・看護師・ 作業療法士	2,010円	200円	400円	600円
		准看護師	1,830円	180円	370円	550円
精神科訪問看護 基本療養費(Ⅲ) 同一建物居住者 同一日に20人以上49人以下	月20日目まで 30分以上	保健師・看護師・ 作業療法士	2,710円	270円	540円	810円
		准看護師	2,470円	250円	490円	740円
	月20日目まで 30分未満	保健師・看護師・ 作業療法士	2,070円	210円	410円	620円
		准看護師	1,890円	190円	380円	570円
	月21日目以降 30分以上	保健師・看護師・ 作業療法士	2,610円	260円	520円	780円
		准看護師	2,370円	240円	470円	710円
	月21日目以降 30分未満	保健師・看護師・ 作業療法士	1,970円	200円	390円	590円
		准看護師	1,790円	180円	360円	540円
精神科訪問看護 基本療養費(Ⅲ) 同一建物居住者 同一日に50人以上	月20日目まで 30分以上	保健師・看護師・ 作業療法士	2,610円	260円	520円	780円
		准看護師	2,370円	240円	470円	710円
	月20日目まで 30分未満	保健師・看護師・ 作業療法士	990円	100円	200円	300円
		准看護師	1,810円	180円	360円	540円
	月21日目以降 30分以上	保健師・看護師・ 作業療法士	2,510円	250円	500円	750円
		准看護師	2,270円	230円	450円	680円
	月21日目以降 30分未満	保健師・看護師・ 作業療法士	1,890円	190円	380円	570円
		准看護師	1,710円	170円	340円	510円
精神科訪問看護 基本療養費(Ⅳ)	入院中1回かぎり ※5	保健師・看護師・ 准看護師・作業療法 士	8,500円	850円	1,700円	2,550円

※5) 退院後3月以内の期間において行われる場合は週5日を限度とする。但し、精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)(Ⅲ)に関し、主治医から精神科特別訪問看護指示書の交付を受け、精神科特別訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護を行った場合は、1月に1回に限り、当該指示があった日から起算して14日を限度として算定する。

【訪問看護管理療養費】

サービス区分	サービス詳細	算定方法	利用料金 1日/円	利用料金		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費1 ※6	機能強化型1	月の初日訪問時	13,760円	1,380円	2,750円	4,130円
	機能強化型2	月の初日訪問時	10,460円	1,050円	2,090円	3,140円
	機能強化型3	月の初日訪問時	9,030円	900円	1,810円	2,710円
	機能強化型4	月の初日訪問時	9,030円	900円	1,810円	2,710円
	機能強化型以外	月の初日訪問時	7,710円	770円	1,540円	2,310円
訪問看護管理療養費2 ※7	月の2日目以降 1日につき	単一建物居住利用者が20人未満	3,010円	300円	600円	900円
		単一建物居住利用者が20人以上50人未満 月15日まで	2,510円	250円	500円	750円
		単一建物居住利用者が20人以上50人未満 月16日以降24日まで	2,310円	230円	460円	690円
		単一建物居住利用者が20人以上50人未満 月25日以降	2,210円	220円	440円	660円
		単一建物居住利用者が50人以上 月15日まで	2,410円	240円	480円	720円
		単一建物居住利用者が50人以上 月16日以降24日まで	2,210円	220円	440円	660円
		単一建物居住利用者が50人以上 月25日以降	2,010円	200円	400円	600円

※6) 同一建物居住者が7割未満であって、特掲診療料の施設基準別表第七に掲げる疾病の者及び別表第八に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。または精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうちGAF尺後による判定が40以下の利用者が月5人以上であること

※7) 同一建物居住者が7割以上であることまたは7割未満であって、特掲診療料の施設基準別表第七に掲げる疾病の者及び別表第八に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。または精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうちGAF尺後による判定が40以下の利用者が月5人以上であることに該当しないこと

【訪問看護ターミナルケア療養費】

サービス区分	サービス詳細	算定方法	利用料金 1日/円	利用料金		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護ターミナルケア療養費1	主治医との連携のもと、在宅等での終末期の看護の提供を行った場合	1回	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2	主治医との連携のもと、在宅等での終末期の看護の提供を行った場合で、介護保険における看取り介護加算等を算定している利用者の場合	1回	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
遠隔死亡診断補助料	主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	1回	1,500円	150円	300円	450円

【訪問看護遠隔診療補助料】

サービス区分	サービス詳細	算定方法	利用料金 1日/円	利用料金		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護遠隔診療補助料	緊急に診療を要すると判断した主治医の指示を受けて居宅を訪問し、情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合	1回	2,650円	270円	530円	800円

【訪問看護ベースアップ評価料】

サービス区分	サービス詳細	算定方法	利用料金 1日/円	利用料金		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合(令和9年5月まで)	1月につき	1,050円	110円	210円	320円
	勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合(令和9年6月以降)	1月につき	2,010円	200円	400円	600円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合(令和9年5月まで)	Iに加え1月につき	30～540円	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合(令和9年6月以降)	Iに加え1月につき	30～1080円	左記の1割	左記の2割	左記の3割

【訪問看護物価対応料】

サービス区分	サービス詳細	算定方法	利用料金 1日/円	利用料金		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護物価対応料1 (訪問看護管理療養費を算定している場合)	イ 月の初日の訪問の場合	1日につき	60円	6円	12円	18円
	ロ 月の2日目以降の訪問の場合	1日につき	20円	2円	4円	6円
訪問看護物価対応料2 (包括型訪問看護療養費を算定している場合)	包括型訪問看護療養費を算定している場合	1日につき	20円	2円	4円	6円

【訪問看護情報提供療養費】

サービス区分	サービス詳細	算定方法	利用料金 1日/円	利用料金		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護情報提供療養費1	利用者居住地を管轄する市町村、都道府県等からの求めに応じ文書を添えて情報提供を行った場合	1月につき	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費2	学校等からの求めに応じ文書を添えて情報提供を行った場合	1月につき	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費3	利用者が入院・入所時主治医に対して文書により情報提供をおこなった場合	1月につき	1,500円	150円	300円	450円

<情報提供先>

情報提供療養費1:利用者居住地を管轄する市町村(特別区含む)若しくは都道府県又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者
 情報提供療養費2:児童福祉法第39条第1項に規定する保育所又は学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)等
 情報提供療養費3:利用者の診療を行っている保険医療機関(保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院への入院・入所時)

【訪問看護基本療養費加算】

訪問看護基本療養費(Ⅰ)(Ⅱ)「専門性の高い看護師」の場合を除く

算定 に☑	種類	算定方法	利用料金 1日/円	利用料金		
				1割負担	2割負担	3割負担
□	難病等複数回訪問加算 1日につき(1日2回) ※8	同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内3人以上9人以下	4,000円	400円	800円	1,200円
		同一建物内10人以上19人以下	3,700円	370円	740円	1,110円
		同一建物内20人以上49人以下	3,500円	350円	700円	1,050円
		同一建物内50人以上	3,300円	330円	660円	990円
□	難病等複数回訪問加算 1日につき(1日3回) ※8	同一建物内1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物内3人以上9人以下(月20日目まで)	7,200円	720円	1,440円	2,160円
		同一建物内3人以上9人以下(月21日目以降)	6,900円	690円	1,380円	2,070円
		同一建物内10人以上19人以下(月20日目まで)	6,300円	630円	1,260円	1,890円
		同一建物内10人以上19人以下(月21日目以降)	5,200円	520円	1,040円	1,560円
		同一建物内20人以上49人以下(月20日目まで)	4,800円	480円	960円	1,440円
		同一建物内20人以上49人以下(月21日目以降)	3,500円	350円	700円	1,050円
		同一建物内50人以上(月20日目まで)	4,100円	410円	820円	1,230円
		同一建物内50人以上(月21日目以降)	3,000円	300円	600円	900円
□	□	緊急訪問看護加算イ	1日につき (月14日目まで)	2,650円	2,650円	2,650円
□	□	緊急訪問看護加算ロ	1日につき (月15日目以降)	2,000円	2,000円	2,000円
□		長時間訪問看護加算	1日につき (週1日を限度) ※7の場合は週3日を限度	5,200円	520円	1,040円
□		乳幼児加算	1日につき	1,400円	140円	280円
□	□	訪問看護医療情報連携加算	診療情報等について連携機関 とICTを用いて共有、活用、管理 した場合1月につき	1,000円	100円	200円
□	複数名訪問看護加算 (看護職員が他の看護師等(准 看護師を除く)と同時に指定訪問 看護を行う場合)	1回につき(週1回を限度)同一 建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		1回につき(週1回を限度)同一 建物内3人以上9人以下	4,000円	400円	800円	1,200円
		1回につき(週1回を限度)同一 建物内10人以上19人以下	3,400円	340円	680円	1,020円
		1回につき(週1回を限度)同一 建物内20人以上49人以下	3,000円	300円	600円	900円
		1回につき(週1回を限度)同一 建物内50人以上	2,700円	270円	540円	810円

□		複数名訪問看護加算 (看護職員が准看護師と同時に 指定訪問看護を行う場合)	1回につき(週1回を限度) 同一建物内1人又は2人	3,800円	380円	760円	1,140円
			1回につき(週1回を限度) 同一建物内3人以上9人以下	3,400円	340円	680円	1,020円
			1回につき(週1回を限度) 同一建物内10人以上19人以下	2,800円	280円	560円	840円
			1回につき(週1回を限度) 同一建物内20人以上49人以下	2,500円	250円	500円	750円
			1回につき(週1回を限度) 同一建物内50人以上	2,200円	220円	440円	660円
□		複数名訪問看護加算 (看護職員がその他職員と同時 に指定訪問看護を行う場合) ※9	1回につき(週3回を限度) 同一建物内1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円
			1回につき(週3回を限度) 同一建物内3人以上9人以下	2,700円	270円	540円	810円
			1回につき(週3回を限度) 同一建物内10人以上19人以下	2,100円	210円	420円	630円
			1回につき(週3回を限度) 同一建物内20人以上49人以下	1,900円	190円	380円	570円
			1回につき(週3回を限度) 同一建物内50人以上	1,600円	160円	320円	480円

□		複数名訪問看護加算 (看護職員がその他職員と同時に 指定訪問看護を行う場合) ※9	1日に1回の場合 同一建物内1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円
			1日に1回の場合 同一建物内3人以上9人以下	2,700円	270円	540円	810円
			1日に1回の場合 同一建物内10人以上19人以下	2,100円	210円	420円	630円
			1日に1回の場合 同一建物内20人以上49人以下	1,900円	190円	380円	570円
			1日に1回の場合 同一建物内50人以上	1,600円	160円	320円	480円
			1日に2回の場合 同一建物内1人又は2人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
			1日に2回の場合 同一建物内3人以上9人以下	5,400円	540円	1,080円	1,620円
			1日に2回の場合 同一建物内10人以上19人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
			1日に2回の場合 同一建物内20人以上49人以下	3,450円	350円	690円	1,040円
			1日に2回の場合 同一建物内50人以上	3,300円	330円	660円	990円
			1日に3回の場合 同一建物内1人又は2人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
			1日に3回の場合 同一建物内3人以上9人以下	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			1日に3回の場合 同一建物内10人以上19人以下	5,500円	550円	1,100円	1,650円
			1日に3回の場合 同一建物内20人以上49人以下	4,800円	480円	960円	1,440円
			1日に3回の場合 同一建物内50人以上	4,500円	450円	900円	1,350円
□		夜間・早朝訪問看護加算 (1日につき)	同一建物内1人又は2人	2,100円	210円	420円	630円
			同一建物内3人以上9人以下 月15日目まで	2,100円	210円	420円	630円
			同一建物内3人以上9人以下 月16日目を以降	1,900円	190円	380円	570円
			同一建物内10人以上19人以下 月15日目まで	1,800円	180円	360円	540円
			同一建物内10人以上19人以下 月16日目を以降	1,300円	130円	260円	390円
			同一建物内20人以上49人以下 月15日目まで	1,200円	120円	240円	360円
			同一建物内20人以上49人以下 月16日目を以降	950円	100円	190円	290円
			同一建物内50人以上 月15日目まで	1,000円	100円	200円	300円
			同一建物内50人以上 月16日目を以降	800円	80円	160円	240円

□		深夜訪問看護加算 (1日につき)	同一建物内1人又は2人	4,200円	420円	840円	1,260円
			同一建物内3人以上9人以下 月15日目まで	4,200円	420円	840円	1,260円
			同一建物内3人以上9人以下 月16日目以降	4,000円	400円	800円	1,200円
			同一建物内10人以上19人以下 月15日目まで	3,900円	390円	780円	1,170円
			同一建物内10人以上19人以下 月16日目以降	2,300円	230円	460円	690円
			同一建物内20人以上49人以下 月15日目まで	2,100円	210円	420円	630円
			同一建物内20人以上49人以下 月16日目以降	1,500円	150円	300円	450円
			同一建物内50人以上 月15日目まで	1,800円	180円	360円	540円
			同一建物内50人以上 月16日目以降	1,300円	130円	260円	390円
□		特別地域訪問看護加算	移動に1時間以上または 移動に30分以上かつ往 復と実施時間が2時間30 分以上	所定額の50%割増			

※8) 下記いずれかに該当する利用者

- ・ 15歳未満の超重症児、準超重症児、15歳未満で次のいずれかを受けている状態にある者
在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- ・ 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態にある者
- ・ 真皮を越える褥瘡の状態にある者
- ・ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※9 その他職員：看護師等又は看護補助者

【訪問看護管理療養費加算】

算定 に☑	種類	算定方法	利用料金 1日/円	利用料金		
				1割負担	2割負担	3割負担
□	24時間対応体制加算イ	1月につき	6,800円	680円	1,360円	2,040円
□	24時間対応体制加算ロ	1月につき	6,520円	6,520円	6,520円	6,520円
□	特別管理加算	1月につき	2,500円	250円	500円	750円
		1月につき (重症度の高い利用者)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
□	退院時共同指導加算	退院又は退所ごとに1回 かぎり (但し※3の場合は退院又 は退所ごとに2回まで算 定可)	8,000円	800円	1,600円	2,400円
□	特別管理指導加算	退院時共同指導加算算 定時、利用者が別に厚生 労働大臣が定める状態等 にある場合	2,000円	200円	400円	600円
□	退院支援指導加算 ※10	退院日の翌日以降の初 回サービス提供時	6,000円	600円	1,200円	1,800円
□	退院支援指導加算 (長時間にわたる療養上必要 な指導を行った場合)※9	退院日の翌日以降の初 回サービス提供時	8,400円	840円	1,680円	2,520円
□	在宅患者連携指導加算	1回につき	3,000円	300円	600円	900円
□	在宅患者緊急時等カンファ レンス加算	1回につき (月2回を限度)	2,000円	200円	400円	600円

☐	精神科重症患者支援管理連携加算	1月につき ※11	8,400円	840円	1,680円	2,520円
		1月につき ※12	5,800円	580円	1,160円	1,740円
☐	看護・介護職員連携強化加算	月1回かぎり	2,500円	250円	500円	750円
☐	専門管理加算 (※1の者が計画的な管理を行った場合)	月1回かぎり	2,500円	250円	500円	750円
☐	訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認により診療情報を取得した場合 月1回に限り	50円	10円	10円	20円
☐	訪問看護医療情報連携加算	月1回にかぎり	1,000円	100円	200円	300円

※10) 1つの訪問看護ステーションのみ算定可

※11) 精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者の場合

※12) 精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者の場合

【精神科訪問看護基本療養費加算】

算定 に☑	種類	算定方法	利用料金 1日/円	利用料金		
				1割負担	2割負担	3割負担
☐	精神科緊急訪問看護加算	1日につき (月14日目まで)	2,650円	270円	530円	800円
☐		1日につき (月15日目以降)	2,000円	200円	400円	600円
☐	長時間精神科訪問看護加算	1日につき (週1日を限度) ※7の場合は週3日を限度	5,200円	520円	1,040円	1,560円
	複数名精神科訪問看護加算 (保健師又は看護師)+(他の保健師、看護師又は作業療法士)の場合	1日に1回 同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日に1回 同一建物内3人以上9人以下	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日に1回 同一建物内10人以上19人以下	3,400円	340円	680円	1,020円
		1日に1回 同一建物内20人以上49人以下	3,000円	300円	600円	900円
		1日に1回 同一建物内50人以上	2,700円	270円	540円	810円
		1日に2回 同一建物内1人又は2人	9,000円	900円	1,800円	2,700円
		1日に2回 同一建物内3人以上9人以下	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		1日に2回 同一建物内10人以上19人以下	6,880円	690円	1,380円	2,060円
		1日に2回 同一建物内20人以上49人以下	6,070円	610円	1,210円	1,820円
		1日に2回 同一建物内50人以上	5,460円	550円	1,090円	1,640円
		1日に3回 同一建物内1人又は2人	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
		1日に3回 同一建物内3人以上9人以下	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
		1日に3回 同一建物内10人以上19人以下	11,050円	1,110円	2,210円	3,320円
		1日に3回 同一建物内20人以上49人以下	9,750円	980円	1,950円	2,930円
		1日に3回 同一建物内50人以上	8,770円	880円	1,750円	2,630円

□	複数名精神科訪問看護 加算 (保健師又は看護師)+(准看護師) の場合	1日に1回 同一建物内1人又は2人	3,800円	380円	760円	1,140円
		1日に1回 同一建物内3人以上9人以下	3,400円	340円	680円	1,020円
		1日に1回 同一建物内10人以上19人以下 人	2,800円	280円	560円	840円
		1日に1回 同一建物内20人以上49人以下	2,500円	250円	500円	750円
		1日に1回 同一建物内50人以上	2,200円	220円	440円	660円
		1日に2回 同一建物内1人又は2人	7,600円	760円	1,520円	2,280円
		1日に2回 同一建物内3人以上9人以下	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		1日に2回 同一建物内10人以上19人以下 人	5,600円	560円	1,120円	1,680円
		1日に2回 同一建物内20人以上49人以下	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		1日に2回 同一建物内50人以上	4,400円	440円	880円	1,320円
		1日に3回 同一建物内1人又は2人	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
		1日に3回 同一建物内3人以上9人以下	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
		1日に3回 同一建物内10人以上19人以下 人	9,220円	920円	1,840円	2,770円
		1日に3回 同一建物内20人以上49人以下	8,230円	820円	1,650円	2,470円
		1日に3回 同一建物内50人以上	7,240円	720円	1,450円	2,170円
	複数名精神科訪問看護 加算 (保健師又は看護師)+(看護補助者 又は精神保健福祉士)の場合	同一建物内1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物内3人以上9人以下	2,700円	270円	540円	810円
		同一建物内10人以上19人以下 人	2,100円	210円	420円	630円
		同一建物内20人以上49人以下	1,900円	190円	380円	570円
		同一建物内50人以上	1,600円	160円	320円	480円
□	精神科複数回訪問加算	1日につき(1日2回) 同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日につき(1日2回) 同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日につき(1日3回以上) 同一建物内1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		1日につき(1日3回以上) 同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
□	夜間・早朝訪問看護加算 (1日につき)	同一建物内1人又は2人	2,100円	210円	420円	630円
		同一建物内3人以上9人以下 月15日まで	2,100円	210円	420円	630円
		同一建物内3人以上9人以下 月16日以降	1,900円	190円	380円	570円
		同一建物内10人以上19人以下 月15日まで	1,800円	180円	360円	540円
		同一建物内10人以上19人以下 月16日以降	1,300円	130円	260円	390円
		同一建物内20人以上49人以下 月15日まで	1,200円	120円	240円	360円
		同一建物内20人以上49人以下 月16日以降	950円	100円	190円	290円
		同一建物内50人以上 月15日まで	1,000円	100円	200円	300円
		同一建物内50人以上 月16日以降	800円	80円	160円	240円

□	深夜訪問看護加算 (1日につき)	同一建物内1人又は2人	4,200円	420円	840円	1,260円
		同一建物内3人以上9人以下 月15日目まで	4,200円	420円	840円	1,260円
		同一建物内3人以上9人以下 月16日目を以降	4,000円	400円	800円	1,200円
		同一建物内10人以上19人以下 月15日目まで	3,900円	390円	780円	1,170円
		同一建物内10人以上19人以下 月16日目を以降	2,300円	230円	460円	690円
		同一建物内20人以上49人以下 月15日目まで	2,100円	210円	420円	630円
		同一建物内20人以上49人以下 月16日目を以降	1,500円	150円	300円	450円
		同一建物内50人以上 月15日目まで	1,800円	180円	360円	540円
		同一建物内50人以上 月16日目を以降	1,300円	130円	260円	390円
□	精神科複数回訪問加算 (1日につき)	1日に2回 同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日に2回 同一建物内3人以上9人以下	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日に2回 同一建物内10人以上19人以下 人	3,700円	370円	740円	1,110円
		1日に2回 同一建物内20人以上49人以下	3,500円	350円	700円	1,050円
		1日に2回 同一建物内50人以上	3,300円	330円	660円	990円
		1日に3回 同一建物内1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		1日に3回 同一建物内3人以上9人以下 月20日目まで	7,200円	720円	1,440円	2,160円
		1日に3回 同一建物内3人以上9人以下 月21日目を以降	6,900円	690円	1,380円	2,070円
		1日に3回 同一建物内10人以上19人以下 月20日目まで	6,300円	630円	1,260円	1,890円
		1日に3回 同一建物内10人以上19人以下 月21日目を以降	5,200円	520円	1,040円	1,560円
		1日に3回 同一建物内20人以上49人以下 月20日目まで	4,800円	480円	960円	1,440円
		1日に3回 同一建物内20人以上49人以下 月21日目を以降	3,500円	350円	700円	1,050円
		1日に3回 同一建物内50人以上 月20日目まで	4,100円	410円	820円	1,230円
		1日に3回 同一建物内50人以上 月21日目を以降	3,000円	300円	600円	900円
	特別地域訪問看護加算	移動に1時間以上または移動に 30分以上かつ往復と実施時間 が2時間30分以上	所定額の50%割増			